

事 務 連 絡
平成 26 年 10 月 23 日

都道府県、市、特別区水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者
国設専用水道の設置者

御中

厚生労働省健康局水道課

平成 27 年度以降に実施する水道水のモニタリングに係る検査費用に
関する東京電力株式会社の賠償の考え方について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

東京電力株式会社（以下、「東京電力」という。）における原子力損害の賠償に向けた取組については、平成 26 年 3 月 20 日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成 25 年度分に係る請求の受付開始（5 回目）について」により、平成 26 年 3 月 31 日以前の損害に対する東京電力の賠償金請求受付の開始を周知したところですが、今般、東京電力より平成 27 年度以降の損害賠償について、別添の通り「水道水のモニタリングに係る検査費用の賠償について」が示されました。

関係水道事業者等におかれましては、別添についてご確認の上、必要に応じて東京電力に対して損害賠償範囲のご確認を行って下さい。

問い合わせ先：東京電力株式会社 福島原子力補償相談室（コールセンター）
0 1 2 0 - 9 2 6 - 4 0 4（フリーダイヤル）

なお、都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の都道府県知事認可水道事業者、水道用水供給事業者及び公営専用水道等の設置者に対して、市及び特別区の水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の公営専用水道等の設置者に対して、それぞれ周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

以 上